

平成22年 第2回
教育委員会定例会会議録

平成22年2月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2295号

平成22年第2回定例会

日 時 平成22年2月9日（火） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	伊 藤 康 博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第5号 港区立学校教員に関する措置について（秘密会）

議案第6号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第7号 平成21年度港区一般会計補正予算（第7号）（案）について

議案第8号 平成22年度港区一般会計予算（案）について

議案第9号 港区立運動場条例の一部改正について

議案第10号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第11号 平成22年第1回港区議会定例会に提出する議案に関する意見照会について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成22年度第1回採用港区奨学生選考結果について
- 2 港区立芝浦小学校・幼稚園改築工事請負契約の変更について
- 3 港区立港南小学校グラウンド等整備及び港南幼稚園改築工事について
- 4 港区立青南小学校第2屋外運動場について
- 5 平成21年度（2009年度）区政モニターアンケート報告について
- 6 スポーツセンター及び運動場の休場について
- 7 生涯学習推進課の1月事業実績と2月事業予定について
- 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の1月行事实績と2月行事予定について
- 10 平成21年度卒業式「お祝いの言葉」について
- 11 指導室2月事業予定について

「開 会」

○小島委員長 それでは、定刻となりましたので、平成22年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は高橋委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第5号 港区立学校教員に関する措置について

○小島委員長 まず日程第1、審議事項、議案第5号、「港区立学校教員に関する措置について」。この議題は人事案件であり、個人情報が含まれているため秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、これより秘密会に入ります。開始早々申しわけございませんが、傍聴の方の退出をお願いいたします。また、説明員及び教育人事担当係長を除く職員の退出もお願いいたします。この議案が終わり次第、ご案内いたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは資料番号を付してあります議案鏡を除いて、資料は審議終了後回収いたしますので、よろしくをお願いいたします。

2 議案第6号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○小島委員長 それでは審議事項の2番目に入ります。平成22年第1回港区議会定例会提出予定案件について。議案第6号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。今回の条例の改正は大きく2点ございます。1点目は、労働基準法の改正に基づく超過勤務手当の支給の内容についての改正でございます。もう1点は義務教育等教員特別手当の額の改定、この二つが主なものでございます。

まず超過勤務手当に関する改正でございますが、改正前は、今、席上配布をさせていただきました参考資料の改正前のところを見ていただくとおわかりのように、超過勤務をする場合には、いわゆる通常の給与を時間単価に置きかえたものの100分の125、あるいは135、あるいは100分の25といったような、それぞれの勤務形態に応じて、割増の手当を払う仕組みになってございます。

改正後におきましては、超過勤務時間の合計が月60時間を超える場合には、さらにより高い割増の手当を払うという形に改正をするものでございます。根拠となっております労働基準法がこういう内容で改正され、今年の4月1日から施行されますので、幼稚園教育職員の給与に関する条例も、これに合わせて改正する必要があるものでございます。

議案3ページ目の条例新旧対照表をご覧ください。まず、第20条に規定する超過勤務手当でございますが、第3項については、上段改正案にあるとおり、必要な文言を追加するものでございます。「以下『割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間』、つまり、あらかじめ定められた正規の勤務時間を超えて週休日とされた日に、超過勤務をした時間ということになりますが、その略称規定を定めます。また、改正案第20条第5項に、先ほど概要をご説明いたしました、労働基準法改正に基づく新たな追加分をこのような形で追加するものでございます。1カ月に超過勤務時間が60時間を超えた職員については、同項第1号及び第2号で規定する支給割合でもって、その割増の手当を払いますという形で追加をするものでございます。このことに伴い、第9条第4項及び第22条に、第20条第5項を新規に加えたことに基づく改正を行います。ここまでの超過勤務手当に係る改正の内容でございます。

次に、義務教育等教員特別手当の改正でございます。第31条で、現行「七千九百円を超えない範囲」と規定しておりますが、これを「五千九百円を超えない範囲」と支給額の引き下げの改定をするものでございます。

義務教育等教員特別手当は、かつて日本が高度成長期時代は、優秀な人材は民間に行ってしまう、なかなか教員に優秀な人材が集まらないという状況を踏まえまして、一般の公務員よりも給与水準を上げようという趣旨で創設された手当でございます。昭和50年から実施されておまして、昭和53年までは増額の方向で額が改定され、その後は、長らくずっとそのままでしたが、現下の社会情勢は、当時と大きく異なるということで、こういった優遇措置は必ずしも必要ではないのではないかという議論が平成17～18年ごろから起こりまして、それに伴って、義務教育等教員特別手当の額も縮小されてまいりました。国は平成21年1月に、それまでのおおむね給与の3.8%相当額から3.0%に減額し、平成22年には、3.0%からさらに2.2%に引き下げるといった減額の措置がされてございます。東京都もこれに倣って、同様の引き下げをすることとしております。

義務教育等教員特別手当は、小中学校、義務教育の教員に支給されるものですが、幼稚園教諭についても、同じ教育職員ということで均衡を図る必要があるということで、小中学校教員に支給される手当額の2分の1の額を支給しております。したがって、幼稚園教諭については、今般の改正によりまして、約1.1%相当の額、これを上限として支給額を決めるような形になります。

概要は以上でございます。なお、付則で、平成22年4月1日から施行することを規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 今のは、前段は労働基準法の改正に基づく改正ということになりますよね。

○庶務課長 はい、そうです。

○小島委員長 そうすると、ほぼこういう内容になるということですが、後段は、これも法律の改正によるのですか。義務教育等教員特別手当、これは教育委員会が自由裁量で決められるのですか。

○庶務課長 ある意味では自由裁量の部分がございますが、同じ教育職員として均衡を失しない給与体系とする必要があるということを考慮いたしますと、今回、小中の教員については、東京都が、大もとは国になるのですけれども、引き下げざるを得ないということになっておりますので、幼稚園教育職員についても同程度の引き下げが必要であると我々は考えております。

○小島委員長 なぜそういう質問をしたかという、庶務課長の説明で2分の1という点がよくわからなかったのが質問したのです。幼稚園教育職員の場合、何の2分の1なのですか。

○庶務課長 義務教育等教員特別手当は、義務教育、つまり小学校、中学校の教員が主たる対象でございます。ただ、そうはいっても、高等学校の教員もそうなのですが、同じ教育職員として、小学校中学校の教員の給与水準だけ上げるのはやはり適切ではない、問題があるということで、同じ教育職員という中で、ある程度均衡を図る必要がある。とはいえ、幼稚園教育は義務教育ではないので、幼稚園教育職員の給与水準を小学校中学校の教員と全く同じ形にするのもどうかというような議論の中で、2分の1の金額を義務教育等教員特別手当として支給するという形に決まってきたのではないかと理解しております。

○小島委員長 それは小中学校の給与ベースの2分の1ですか。

○庶務課長 義務教育等教員特別手当については、そうです。

○小島委員長 わかりました。それでは何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 庶務課長、パーセントで言われていましたよね、最初は。規定では絶対値になっていますが、それはやはりパーセントではないのですか。

○庶務課長 義務教育等教員特別手当は、現行で7,900円、改正後に5,900円を超えない範囲内で定めると規定しておりますが、実際は、規則において各号級によってそれぞれ支給額が決まっております。この支給額が本給に対しておおむね1.1%という、そういう割合になります。

○澤委員 なるほど。その一番高い値ですね。

○庶務課長 そうです。これを超えないのですから、上限でも5,900円となります。

○澤委員 諸般の事情が変わっているというわけですが、何が変わったのでしょうか。本給が高くなってしまって、特別手当が必要はないということなのか、いや教員というのは大した職業ではなくなったということなのか、その辺がよくわからないところがあったのですけれども。

○小島委員長 国と東京都で決めたことだから、その部分は我々言及する立場ではないのですが、ただ幼稚園の先生方に右へならえするに当たっては、やはり感想なり何なりきちんと述べた方がいいと思います。高度成長時代に良い先生がなかなか集まらないので出したという事情があったとのことですが、現在はどうかのだろう、澤委員どう思いますか。

○澤委員 我々の時代「でもしか先生」というような表現があったように、民間の方が給料は高いし、なかなかいい先生が集まらなかった。今は指導室長とかがよく知っているのでしょうか、

教員の希望者というのはい多いのでしょうか、どうなのですか。

○小島委員長 やっぱり、単にそれだけの問題ではなく、先生に対する期待というのは単なる労働者ではないよという面もあったと思うのですね。

○澤委員 それは変わらないと思うのですけれどもね。

○小島委員長 その点は変わりないと思いますが、ここで議論しても時間もありませんので、よろしいですか。

○澤委員 やむを得ないということですかね。

○小島委員長 後半の部分を先にやってしまいましたが、前半の部分はどうか。よろしいですか。

○澤委員 一生懸命やっていた結果に対してですから。

○小島委員長 それでは、議案第6号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 では、ご異議なきものと認め、議案第6号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第7号 平成21年度港区一般会計補正予算(第7号)(案)について

○小島委員長 続きまして議案第7号、「平成21年度港区一般会計補正予算(第7号)(案)について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは議案第7号、平成21年度港区一般会計補正予算(第7号)の案についてご説明をいたします。

教育委員会議案資料ナンバー3をご覧ください。平成21年度の補正予算第7号につきましては、年度末の補正ということもございまして、平成21年度のこれまでの予算の執行状況及び年度末までの執行の見込みの精査をいたしまして、多額の不用額が見込まれる場合には、この最終補正で減額補正をするという内容でございます。

教育費関係でいいますと、一つは小学校の学校管理費で、2億3,700万円ほどの減額補正をいたします。この内容は、学校施設の整備関係で、19校ある小学校の施設改修経費の執行状況、それから年度末までの執行見込を精査した結果、かなりの不用額が見込まれるということで、この金額の減額補正をするものでございます。

また資料の裏面は中学校費でございますが、学校管理費で、やはり1億3,200万ほどの減額補正、それから学校施設建設費で1億4,700万円ほどの減額補正をいたします。学校管理費につきましては、中学校10校の通常の施設整備経費の年度末までの執行見込みを精査した結果、かなりの不用額が見込まれるということで減額いたします。

それから学校施設建設費につきましては、三田中、高陵中の建設が完了し、学校施設建設費としては使う予定がないということで、1億4,000万円余の減額補正をする内容でございます。これらを内容とする一般会計の補正予算第7号を第1回港区議会定例会で議案として提出する予定で

ございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 全体の額が大きいからこの額をどうのこうのというのはちょっと適切でないのかもしれませんが、減額というと、予算よりも実際に使われるお金が少ない見通しだということですから、小学校中学校等の学校整備、施設整備は、もう十分に行き届いているという、そういうことになるのですか。

○学校施設計画担当課長 一つは、工事の単価が、予算をとるときはそのさらに前年度の単価を使うのですが、発注するときは一番新しい単価を使いますので、その変動があります。増えたり減ったり。

○澤委員 なるほど、なるほど。

○学校施設計画担当課長 このところちょっと工事業者の方が若干値段が下降気味であるということです。

○澤委員 当然計画的にやっているから、こうした予算で何々小学校のどこを整備するというようなことは、もう当然年間で立てられていて、実際にかかった経費がそれよりも少なかったと。

○学校施設計画担当課長 そうですね、設定の時点でリーマンショック以降、値段が、全ての物価が下がってきまして、その影響が教育費の方に反映して。

○澤委員 なるほど、なるほど。

○庶務課長 これは、別に平成21年度に予定をしていた事業を取りやめたとかそういうものではございません。予定していた事業は全て実施したけれども、いわゆる契約落差等で、不用額が生じたものでございます。

○小島委員長 ほかによろしいですか。それでは、議案第7号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第7号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

ところで、教育長及び次長は、区議会幹事長会出席のため、10時45分頃中座いたします。

4 議案第8号 平成22年度港区一般会計予算(案)について

○小島委員長 続きまして議案第8号、「平成22年度港区一般会計予算(案)について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは議案第8号、平成22年度港区一般会計予算(案)についてご説明をいたします。教育委員会議案資料ナンバー4をお開きください。

1枚めくっていただきまして、来年度、平成22年度の予算の概要でございます。歳入はさておき歳出の方でございますが、歳出の左から4番目になります、前年度当初予算額の欄をごらんいただきたいのですが、ここが平成21年度の当初予算になります。一番下の合計欄でございますが、

1, 323億2, 900万円となっております。その二つ前、歳出の左から二番目にある本年度査定額（E）欄をご覧ください。その一番下の合計です。1, 085億2, 000万、これが平成22年度の予算総額ということになります。

下から5段目教育委員会事務局の欄をご覧ください。歳入の方はさておいて歳出の方でございますが、本年度査定額（E）の欄が、147億1, 558万6, 000円となっております。その二つ右どなりの欄、前年度当初予算額（F）欄の平成21年度の予算額が、245億3, 712万7, 000円です。本年度査定額（E）欄の平成22年度の予算額との比較増減が、マイナス98億2, 154万1, 000円となっております。つまり、22年度の予算において、教育費は対前年度費98億円余の減額となる147億1, 500万円余だという内容でございます。

この減額の主な内容は、港南小学校及び三田中学校、高陵中学校の学校施設の整備の完了によるもので、それがほぼ全体を占めているといっても過言ではございません。したがって、金額は約40%の大幅な減となりますが、これはある程度やむを得ないと考えてございます。こういった内容の平成22年度予算を第1回港区議会定例会に予算案として提出するというところでございます。よろしくご審議の上ご決定いただければと思います。

○小島委員長 これは予算案として提出するからよろしくご審議というのですけれども、中身はどういうふうに……。

○庶務課長 まだ平成22年度の予算案につきましては、公表前でございますが、詳細をご説明することは難しい面がございます。先ほど概略で説明したとおり、総額レベルでは100億円余の減額になる予定です。ただし、そのほとんどの要因は3校の施設整備の完了に伴うものでございます。それ以外では、例えば新教育センターの関係では、旧鞆絵小の解体で、今年度上物を解体しており、来年度は地下部分の解体をする予定ですが、その経費として約1億円を計上しております。

○教育長 そういうことではなくて、これは区長部局から原案として示されたのでしょうか。こういう総枠の原案として教育委員会としてはどうなのでしょうという、そういうことですね。

○庶務課長 はい。

○小島委員長 わかりました。その点については何かご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 まず、単純な質問なのですけれども、歳出の方で、例えば教育委員会の場合は、要求額に対して——要求額というのは、教育委員会が区長部局に要求している額ですよね、その要求額に対して査定額が大きいわけですよね。通常だと、要求額に対して査定額が小さくなってしまふことが多いと思います。幾つかそういうのがあるのですけれども、この場合は向こうでもっと必要だよという、そういうことを加味してふやしてくれていると、そういうことなのですか。

○庶務課長 予算の編成作業というのは、かなり長期にわたります。昨年9月からスタートいたしまして、つい最近ようやくこの内容が固まったものです。この間に、幾つかの事情変更、予算要求段階では想定できなくて、その後、必要なものが明らかになったものとか、あるいは、査定の中で、財政課との調整の過程の中でふえた部分もございます。そういったものの結果でございます。

○澤委員 なるほど、わかりました。

もう1点なのですけれども、うちの場合は校舎の改築にかかわることが平成22年度は減るということで、大きく減額ということになったのです。この裏面の各課の増減を見ると、例えば学務課は歳出の方がかなり増額していますよね。生涯学習推進課と図書・文化財課、あとの3課は、これは前年に比べるとそれぞれ減ってしまっている。その辺の理由は何かあるのですか。

○小島委員長 質問の方もちょっと及び腰の感があります。

○庶務課長 今のご指摘は、今年度、平成21年度の当初予算との比較ということであれば、この表の本年度査定額の(E)の欄と、それから一つ置いた前年度当初予算額(F)の欄、これとの比較になります。この比較は、その次の比較増減、(E)－(F)の欄に出てまいりまして、実は対前年度比でいえば全ての課において減額になります。それぞれさまざまな事情がございますが、減額になるということです。

○澤委員 なるほどなるほど、そうかそうか。私が見ていたのは、要求額と査定額がこれだけ違って、学務課の査定額はかなり、先ほどの経緯の中でふえています。全体から見ると———そうですか、みんな減っているということですね。一番大きいのは建築関係だけれども、各課別に見ても、平成21年度よりはみんな減っている。それは税金とかの関係でということですか。

○庶務課長 この資料では、来年度の税金見込みの数字は入っておりませんが、税金が減るということも当然背景にはございます。ただ、歳出予算は、平成22年度に教育委員会が予定している事業、これに必要な経費は全て計上しておかなければなりませんので、結果として前年度より各課とも下がっておりますが、事業の精査や見直し、あるいは平成22年度に新たに実施をしなければいけないもの、これらの総体としての結果でございますので、対前年度比が減っているからどうという単純な議論は成り立たないところがございます。大きなところで言えば、先ほどちょっと触れましたけれども旧韮絵小の解体の経費1億円余であるとか、あるいは施設整備の部分で、生涯学習センターの空調設備であるとか、あるいは来年度から新たに学校プールの開放事業を2校で行いますので、そういった増要因とともに、減要因としましては、例えば図書館で、今年度臨時的にやっておりました施設整備、これが完了したことによって、1億4,000万ほど減額といったような、そういった減要素もあって、それらのトータルとしてこういった結果になっているということでご理解いただければと思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。

ただいまの説明で、施設関係が大分終わって減額になったことと、その他韮絵小学校の解体その他必要な件についての予算はきちんととってあるという内容だということですので、この議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第8号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第9号 港区立運動場条例の一部改正について

○小島委員長 続きまして議案第9号、「港区立運動場条例の一部改正について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題になりました、議案第9号、港区立運動場条例の一部改正についてご説明をいたします。改正内容の概要につきましては、前回の教育委員会でご説明をいたしました、本日は条例の改正案についてご審議をいただきたいと思っております。

新旧対照表をご覧くださいながらご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3枚目をご覧ください。上段が改正案、下段が現行条例でございます。まず第2条の3、運動場の休場日を規定しておりますが、これまで麻布運動場の野球場につきましては、12月31日から3月31日までを休場日としておりました。これを2月末日までの2カ月間に変更いたします。その理由につきましては、前回ご説明をいたしました、霜等の影響が薄らいできたということ、利用できるということで、平成19年度から試行的に利用しておりますが、問題がないということで恒常的な期間とするものでございます。

続きまして第5条、使用料の減免について規定してございます。現行条例では、照明料については埠頭少年野球場のみが減免対象の野球場となっております。この規定を受けまして、運動場条例の施行規則では、少年団体が利用する場合は、照明料を免除するというふうに規定をしております。現在、少年団体が利用している芝給水所公園運動場の照明料につきましても、埠頭少年野球場と同じように免除できるよう規定を変えるものでございます。

次のページをご覧ください。別表の第二、第4条関係でございます。この別表第二、第4条というのは、運動場の使用料の規定でございまして、運動場ごとの利用種別と使用料を規定してございます。現行条例では、芝浦南ふ頭公園運動広場を利用できるスポーツ種目は、少年野球、少年サッカー、それとその後備考欄のところの関係がございすけれども、大人利用のサッカー、フットサルに限定してございまして、他のスポーツ種目でも利用できるよう、多目的運動場という文言を追加するものでございます。

一番最後のところ、付則でございす。施行日を規定してございす。麻布運動場野球場の休場日の変更につきましては4月1日から。芝給水所公園運動場の照明料の減免規定、並びに芝浦南ふ頭公園運動広場の種目の変更につきましては、交付の日から変更いたします。麻布運動場野球場の平成21年度の休場日の変更につきましては、既に告示で変更をしておりますので、施行日を4月1日といたします。また、他の改正条例につきましては、使用料等の支払い、それから予約等が3月中の事務でできるようにということで、交付の日からというふうに規定をさせていただきたいというふうに考えています。

以上、簡単ではありますが、条例改正のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見あるのでしょうか。

○澤委員 これは、前回だか、いろいろ詳しく説明もらって、さっきも言いましたけれども、貴重な港区の中にある運動施設なので、区民の皆さんが最大限利用できるような、そういう方向で運営

するのが大事だと思うので、非常にいいことだと思っています。

それからこれは感想というか、この間、私はテニスコートを利用しているのですが、知り合いのテニスコートの利用者が、最近管理室の姿勢がすごくよくなったと。今までは、表現がいいかどうか分かりませんが、何か踏ん返り返っているような、そういう姿勢が見られたけれども、最近の利用者の立場に立った姿勢だというようなことを言っていました。だから一步一步ですけれども、よくしていくということは大事なことで、それは区民も的確に見ている。なかなか生の声は伝わってこない面の中にはありますけれども、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○小島委員長 生涯学習課のご努力のおかげで大変よくなっていますね。

それでは議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第9号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第10号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

○小島委員長 続きまして議案第10号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」。指導室長、お願ひいたします。

○指導室長 それではお手元、議案第10号、資料ナンバー6をご覧ください。港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、平成17年に策定されました、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取り組みの一環としまして、職員の特別休暇に育児参加休暇を新設するために議案を提出するものでございます。区長部局におきましても、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、同様の改正を行う議案を提出いたします。概要ですが、男子幼稚園教育職員が育児に参加するため、特別休暇に育児参加休暇を新設するものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。下段が現行で上段が改正案です。第17条の特別休暇の項目の中に育児参加休暇ということで、出産支援休暇と生理休暇の間にその項目を入れ込むものでございます。

育児参加休暇の承認期間及び日数等につきましては、条例改正後、教育委員会規則にて定めます。区長部局と調整しまして、後日の教育委員会においてご審議いただく予定と考えておりますが、現在23区中9区が導入しておりまして、どの区もおおむね配偶者の出産の翌日から後8週間に期間を指定し、同居の養育しているお子さんがいる場合につきましては、出産予定日の前後それぞれ8週間としておりますので、期間においてはこの期間、承認の日数につきましては、1日を単位として5日間としておりますので、港区でも同様とする予定がございまして、詳しくは、後ほどまた教育委員会にてご審議いただきたいと思います。存じます。

付則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行したいと考えております。

以上、簡単ですが、よろしくご審議の上、ご決定いただければと思います。

○小島委員長 これは男性職員に与えるということですか。

○指導室長 はい。

○小島委員長 今回こういう制度を取り入れると。

○指導室長 はい。

○小島委員長 わかりました。何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 非常にいいことだと思います。

○南條委員 最長5日間です。

○指導室長 日数につきましては、区長部局の方と調整して行っていますが、23区の様子を見ると5日間。

○南條委員 大体まあそこら辺。

○指導室長 ちなみに、港区は男子の幼稚園教育職員が4名おります。

○小島委員長 よろしいですか。

それでは議案第10号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第10号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第11号 平成22年第1回港区議会定例会に提出する議案に関する意見照会について

○小島委員長 続きまして議案第11号、「平成22年第1回港区議会定例会に提出する議案に関する意見照会について」でございますが、港区長が区議会に提出する議案に関して、港区長より、別紙のとおり、教育委員会としての意見を求められております。この議案に関しては、先の審議議案第6号、7号、8号、9号、10号を議案として可決されておりますが、改めて確認させてもらうものでございます。

これにつきましては、この議案に対していかがでしょうか。何か質問ございますか。よろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 この議案に対しご異議ないということで、ご異議なきものと認め、議案に対する港区長への回答は異議なしと決定いたします。

第2 教育長報告事項

1 平成22年度第1回採用港区奨学生選考結果について

○小島委員長 続きまして日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成22年度第1回採用港区奨学生選考結果について」。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それではお手元の資料、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。港区奨学生の選考結果でございます。

平成22年度から新たに高校もしくは大学へ入学される方等を対象にして、昨年の11月4日から12月4日までの1カ月間募集をいたしました。その結果及びその内容を精査をさせていただいた上で、奨学資金運営協議会にお諮りし、承認をいただいた来年度の採用候補者についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の一番上の表をご覧ください。過去の平成20年度、21年度の実施結果も含め表にさせていただきます。今回は一番右の欄、平成22年度の第1回でございます。資料にありますとおり、高校等の応募者が46名、大学等の応募者が17名ございました。いずれも審査をいたしました、その内訳欄をご覧ください。判定A、判定Bという欄がございます。判定Aというのは、主に家計の状況等を審査して、採用候補者の資格を持っていると判断させていただいた方々です。これが高校等で45名、大学等で16名いらっしゃいました。判定Bというのは、家計等の状況を見る限り採用候補者とするにはできないという方々です。これが高校等でお1人、大学等でお1人いらっしゃいました。選考結果でございますが、このBと判定された方々も含めて全員が採用候補者として承認をされました。したがって不採用はゼロでございます。

その判定Bの方々がどうして候補者として承認されたかということでございますが、資料の一番下をご覧ください。平成22年1月22日に奨学資金運営協議会を開催いたしまして、その中でご審議いただきました結果でございます。採用基準は前年度の収入を基準に算定をするため、今年に入って、急激に経済状況が悪くなった、転職あるいは場合によってはリストラ等に遭って前年度の収入から大きく下がったといったような事情がある方については、今年の収入を証明できるようなものを示していただいて、大幅に年収等が下がっているという実態があれば、今年の年収で仮の試算をいたしまして、その基準内に該当するかどうかを判定させていただきます。前年度の収入ではBという判定をせざるを得なかったこの2件につきましては、今年の収入で算定する限りA、つまり採用候補者として採用できる基準内であるという結果が出ましたので、このことも含めまして運営協議会でお諮りをしたところ、このお二方ともそういう事情であれば候補者として認めるのが妥当だご判断をいただいた結果、全員が採用候補者として承認をされたということでございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○澤委員 平成21年度から、大学も対象にして全体的にふえた。過去ずっと希望者は余り多くなかったですね。けれども平成21年度から、やっぱり経済状況ですかね、特に高校等がかなりふえてきて、今年も高校等は、昨年度よりもさらにふえています。この奨学制度の意義が非常にあるということですね。前年度のことになってしまうのですけれども、辞退者というのは、前のときに聞いたかもしれませんが、一たん決めて何か事情が変わったということですか。

○庶務課長 それぞれご家庭のご事情等があるかと思いますが、一番多いのは、一応奨学金の貸付を申し込んだのだけれども、何とかやっつけていけるめどがなかったので辞退をしますというケースで

す。あとまれにはございますが、進学できなかったからというケースもございます。

○澤委員 それでも、奨学金があるから行ってみようということで、進学に対するサポートにはなっていますね。

○南條委員 募集期間なのですが、これは約1カ月間ですよ。それで駆け込みみたいな申し込みで、期限……。

○庶務課長 書類等を提出いただいた後で、内容の精査をする必要がございますので、こういった形で期間を定めさせていただいてはいますが、実態は締め切り後でも問い合わせがあって、やはり申し込みたいというお話があった場合には、可能な限り受け付けております。

○南條委員 ああそうですか。

○庶務課長 今年の事例で言いますと、この1月22日の運営協議会に開かれる1週間前にそういったご相談があって、手続的に間に合うかというようなこともあったのですが、お受けしたケースもございます。

○南條委員 そうですか。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

2 港区立芝浦小学校・幼稚園改築工事請負契約の変更について

○小島委員長 それでは続きまして、「港区立芝浦小学校・幼稚園改築工事請負契約の変更について」。学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それではお手元の教育委員会資料ナンバー2をご覧くださいませでしょうか。本件につきましては、平成21年、1年前になりますが、第1回港区議会定例会におきまして承認されました、港区立芝浦小学校改築工事請負契約について、区長が契約変更を行いましたのでご報告するものでございます。なお、本件につきましては、次の平成22年第1回港区議会定例会に報告する予定でございます。

お手元の資料の1と書いてありますところに現契約の概要をまとめてございます。契約金額、その他記載のとおりでございます。このほかに、電気設備工事、空調設備工事、給排水・衛生、ガス設備工事、消防設備工事が、同じく芝浦小学校・幼稚園の中にございますが、こちらについては変更はございません。

2番の契約変更の内容についてでございますが、契約変更の日は平成22年1月12日でございます。変更の内容といたしまして、金額でございますが、括弧内でございますように、1億6,242万4,500円の増となっております。変更の理由につきましては、土壌汚染対策、地中障害物の撤去に係る工事等の設計変更によるものでございます。

簡単に申し上げますと、1点目は、汚染土壌の処理数量がふえたということでございます。2点目は、これは現在の東京電力の借地で工事を行っておりますが、東電さんが情報として持っていない建物の基礎がいっぱい出てまいりまして、その地中障害物の撤去にかかった費用、これも盛り込んでございます。それからそうやって地面をかくらんしたために、くいを打つ穴をあけるのですが、

そのくいの穴が崩壊するおそれが出てきましたので、それを保護するための費用が含まれてございます。さらにはそういった地中障害物、汚染土壌で、場外へ搬出したものがございまして、これを元に戻すために外から土を持ってきて埋めるという作業が必要なのですが、これをやりますと安定するまでに時間がかかる、あるいは施工性の確保が困難ということで、その部分をコンクリートのピットに変えた。こういった工事が含まれております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何か質問ございますでしょうか。

これは、単純にそういう費用がかかったから予算を計上するということなのですが、当初の契約からして、そういうものが余計にかかった場合の負担はどうなるのですか。

○学校施設計画担当課長 これは補正を伴っておりませんので、おおよそ現場が始まった段階でどのぐらいのボリュームになるのかというのは、探査といたしまして、そういう調査を行っております。その関係もございまして、予算の増額というものは今回あらかじめ予定をしていた範囲内に収まっているという内容でございますが、額が確定しましたので、一つは契約をはっきりさせたい。それから費用負担については、借地ということと、もう一つはこの土壌汚染については法律上の原因者がわかっている場合は、原因者負担ということになっておりますので、立替施行みたいな形ですね。終わった後、原因者にお支払いいただくような内容になっております。

○小島委員長 はい、分かりました。

他に質問ございますでしょうか。よろしいですか。

3 港区立港南小学校グラウンド等整備及び港南幼稚園改築工事について

○小島委員長 それでは続きまして、「港区立港南小学校グラウンド等整備及び港南幼稚園改築工事について」。学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 お手元の教育委員会資料ナンバー3をご覧くださいませでしょうか。

本件につきましては、もう間もなく竣工でございますが、港区立港南小学校に隣接して港南小学校、港南中学校のグラウンド整備、そして港南幼稚園、こちらを建設するものでございます。本件は平成22年第1回港区議会定例会で契約案件として承認を求めるものとなっております。

工事の概要につきましては大きく2点ございます。一つは先ほどご説明いたしましたグラウンド整備です。工事面積は約1万4,500㎡です。大部分がロングパイルの人工芝となっており、一部アンツーカー及び砂場——砂場は競技用の砂場です。幅跳びに使うものでございます。アンツーカーにつきましては、野球用のピッチャーマウンド、ベースといったものがアンツーカーとなっております。施設といたしましては、小学校側が150メートルトラック6レーン、中学校側が200メートルトラック6レーンとなっております。これにオーバーレイするような形で、一体利用すると野球場ができるようになっておりますが、両翼が約87メートル、センターが100メートルちょっと欠けるという距離でございます。附帯する設備といたしまして、照明、放送、トイレ、用具倉庫、災害用のマンホールトイレ、雨水地下貯留槽等がございます。

続きまして幼稚園でございますが、幼稚園につきましては、計画上接しておりますが、敷地は分割して新築という法律上の解釈で改築を進めております。延床面積といたしましては1,070㎡、構造規模は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造で地上2階でございます。建物高さは約9.5メートル、教室数といたしまして3歳児保育室が1室、4歳児、5歳児保育室がそれぞれ2室、ほかに遊戯室等必要な諸室がございます。

工期につきましては、契約締結日の翌日から全体では平成24年3月23日までとなっておりますが、幼稚園は1年、平成23年3月末という形で工期を定めております。

雑駁でございますが、説明は以上であります。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○南條委員 小学校の方のグラウンドなのですが、これは周りの方には、柵あたりには植栽だとか、植木鉢とかそういう予定はないのですか。

○学校施設計画担当課長 校舎の体育館のすぐ北側にも、今も大きな木が植わっているのですが、そういったものを残すことと、小学校のグラウンドの高速道路側、こちら側には植栽を植える予定であります。それから反対側、西側のグラウンドの風の影響が、かなり吹きさらしになりますので、風対策を考えながら、植栽と野球の防球ネットもできますし、それからネットフェンスもつけますので、そういったもので歩行者が風にあおられたりするようなことのないように、木とあわせてそういう配慮をしていく計画になっています。

○南條委員 はい、ありがとうございます。

○澤委員 幼稚園の方ですけれども、3年保育の実施の準備ということで、部屋も教室も確保されていて、延床面積というのは、かなり広くなるのですか。

○学校施設計画担当課長 ちょっと前になりますが白金台幼稚園が同じ教室数でございます、そこも1,000㎡ちょっとということでございますので、大体必要諸室を盛り込むとこのぐらいな感じになっております。

○澤委員 では、大体、白金台幼稚園と似たような規模ということになるのですか。

○学校施設計画担当課長 はい、同規模になるとお考えいただければ。

○小島委員長 ここで3歳児保育室一つとなっておりますよね。港南地区は児童数が今後どんどんふえるということで、仮に3歳児を2クラスにする必要が出た場合、保育室に転用するような余裕のスペースはあるのですか。

○学校施設計画担当課長 難しいご質問ではございますけれども、遊戯室は実は2室あるのですね。どうしてもという場合は、そういう意味では可能性は考えられますが、今のところしつらえはそうになっておりませんので、火急の折ということであれば、多少は猶予がございます。

○南條委員 園庭はやっぱりあれですか、白金台みたいな感じのようになるのですか。

○学校施設計画担当課長 小中学校の方が人工芝ですから、幼稚園は土系のグラウンドで考えております。

○教育長 その資料は配っていないのですか。

○学校施設計画担当課長 確定ではなかったり、幼稚園が入っていなかったりするものですから。

○小島委員長 後日提出していただくということで、この件はこの程度にします。

4 港区立青南小学校第2屋外運動場について

○小島委員長 続きまして、「港区立青南小学校第2屋外運動場について」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

青南小学校第2屋外運動場の整備工事についてでございます。青南小学校第2運動場につきましては、この間、学校関係者とも話し合う中で、内容が固まりまして、工事に入る段階になりましたので、ご報告するものでございます。

工事内容についてです。2枚目の図面とあわせてご覧いただければと思います。まずこの図面の位置関係ですけれども、図面には記載してございませんが、左方向が青南小学校の校舎、それから上の方向が緊急暫定の保育施設、下が青南幼稚園、こういった位置関係になってございます。第2運動場の概要としましては、築山——図面では左下の白い部分になりますけれども、この築山はそのまま残した上で、小学校での天然芝での実証実験的な意味合いもありまして、天然芝での整備を基本としてございます。芝の面積は約610㎡です。後ほど説明しますけれども、ビックロール芝、図面でいいますと薄い部分の緑色の方ですね、これがビックロール芝での整備、これが570㎡、それとポット苗を植える、いわゆる鳥取方式による芝をどこかに取り入れたいという考えもありましたので、緑の部分の上下で、ちょっと緑が濃くなっている細長いところがございまして、この部分が鳥取方式になります。この鳥取方式の部分は約40㎡でございます。

それと、ちょっとわかりにくいですが、芝の部分と築山の部分のちょっと白くなっている部分なのですが、小さい字で「芝生用客土」と書いてあります。ちょうど真ん中辺に小さい字で書いてございます。「芝生用客土」と書いてありますけれども、これは児童が鳥取方式のポット苗を植えることができるような土を入れております。こういった予定で考えてございます。

資料を1枚おめくりいただきたいと思います。写真が出ていますけれども、今ご説明したビックロール芝ですが、右の下から二つ目、写真が出てございます。これはじゅうたんを敷くような形で芝を布設します。その下に写っているのがポット苗方式、鳥取方式といわれておまして、このポット苗を大体1メートル間隔で植えますと、芝が横に伸びることによって芝生になっていくというものでございます。簡単で安く芝生ができるというメリットがありまして、マスコミなどでも結構取り上げられているものですけれども、反面、芝が張るまでに時間がかかったりですとか、見ばえの面でちょっとむらになってしまうといったデメリットも言われております。ただ、実際やってみないとわからないということで、この鳥取方式を一部取り入れて校庭を整備するものでございます。また、日々の水まきですが、また資料を1枚おめくりいただきますと、スプリンクラーですね。こういったスプリンクラーを設置する予定でございます。

恐れ入りますけれども、A4の資料1枚目に戻っていただきたいのですが、今が1の(1)

の部分でございます。

それから（２）ですけれども、天然芝以外の工事としては、倉庫が２棟、それからトイレ３棟、２枚目の図面でいきますと左上の黄色の部分ですね、トイレ３棟、それから倉庫が２棟。それと一輪車置場ということで、図面の右側にいていただきまして、青い部分、細長い部分がありますけれども、これが一輪車置場となります。それとネットフェンスを大体５メートルの高さで設置いたします。その他としましては、図面の上の部分になりますけれども、芝生の隣の上の方に砂場と書いてありますけれども、運動場の芝生の隣に砂場。それから左の運動場の入口に当たりますけれども花壇を設置いたします。

工事期間ですけれども、現在入札の手続を行っておりまして、業者が決まるのが２月２２日の予定ですので、その翌日から平成２２年６月３０日までを工期としてございます。主な設備と数量については、資料１枚目の３に記載のとおりでございます。また、工事業者が決まりましたら、近隣の方々への工事説明会を実施する予定でございます。

簡単ですが、説明は以上であります。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○半田委員 芝生の水まきのスプリンクラーの説明はあるのですが、気になるのは芝刈りがどういう形で行っていくことになるのでしょうか。

○学務課長 これは業者委託で委託をさせていただきます。主に夏の期間にかなり伸びますので、夏休み期間中に重点的に芝刈りを業者委託します。

○澤委員 青南小学校の子どもたち初め関係者は、工事を喜んで期待してくれているのだらうと思います。ちょっとイメージがわからないのですけれども、この築山のところの何か棒ではないのですけれども、何かいろいろ書いてありますよね、点線の丸以外に、直線の何か柵みたいなものが。これは何ですか。

○学務課長 これは今もあるのですけれども、土留めでございます。

○澤委員 ああそういうのが。

○学務課長 崩れないような形で。

○澤委員 なるほど築山の。ここは、すると子どもたちには入れないようになりますか。

○教育長 遊ぶのです。

○南條委員 遊び場になるのです。

○澤委員 そうですか、なるほど。では、非常に変化に富んだ遊び場になるのですね。

○学務課長 今もたまに中に入って遊んでもらっていますが、特に、幼稚園の子がここでどんぐりがたくさんとれるので、かなり好評な場所です。

○澤委員 なるほど。はい、ありがとうございます。

○南條委員 築山の辺りには、あれですか、何でしたか、言葉が出なくて困ってしまう。あれは何て言いましたか、東屋みたいなものはないのですか。

○小島委員長 東屋ね。

○学務課長 学校と調整としてこの図面はつくっていたのですが、なるべく現状のままで残そうというのが、今のコンセプトでございますので。

○南條委員 ああそうですか。それともう一点、出入口はここ1カ所だけつくるといいますか。

○学務課長 図面でいきますと左上の青南小学校側の部分、これがメインの出入口になるわけですが、あと青南の暫定保育室のお子さんも入れるようにということで、右上に1カ所。

それと、今もあるのですが、右下の部分ですね、ちょっとオレンジがかっているところ、ここが主に幼稚園の出入口で使うと思いますけれども、ここにも1カ所ございます。

○南條委員 では計3カ所。

○学務課長 3カ所です。

○小島委員長 ほかによろしいですか。それではこの件はこの程度とします。

5 平成21年度（2009年度）区政モニターアンケート報告書について

○小島委員長 次に「平成21年度（2009年度）区政モニターアンケート報告書について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー5をご覧ください。平成21年度（2009年度）区政モニターアンケートの報告書ができあがりましてのご報告申し上げます。

区政モニターアンケートにつきましては、年に1回、各課から希望をとりまして、希望があった課のアンケート調査を実施しているところでございます。今年度、生涯学習推進課が手を挙げまして、生涯学習とスポーツ活動の状況についてアンケート調査を実施し、それがまとまったのでご報告をするものでございます。中身につきましては、後でじっくり読んでいただくということで、概要だけをご説明したいと思います。

まず1ページ目をご覧ください。調査期間が本年度の10月から11月にかけてです。調査対象者は、区政モニターとアンケート協力員ということで、人数的にはそれほど多くございません。343名を対象にしております。設問はその人の属性を尋ねるフェイスシート6問と、設問29、全部で35問です。調査方法は郵送で回答は284通ございまして、82.8%の回収率ということでございました。

2ページから結果のあらましということで大方の内容が書かれておりますので、特徴的なところだけご説明をして、後はお読みいただきたいというふうに思います。まず、学習活動、スポーツ活動の状況についてということで、(1)で「学習活動の有無」ということで、実際にやっているよという方が184人で64.8%ということでございました。学習内容でございますけれども、趣味的なもの52.7%、以下職業上必要な知識・技能ということで35.3%、健康、文学、歴史などというふうにつながっております。学習活動を行っている場所ということで、約3割の方が自宅、それから区内の公立施設が25%、カルチャーセンターが22.8%というふうに続いております。

3ページ(9)でございますけれども、「行いたい学習活動」ということで、趣味的なものが37.

8%ということで約4割近く。健康に関するものが3割、教養的なものというのが23.5%というような内容になってございます。出前講座、生涯学習の「まなび屋」の利用状況というのがなかなかつかめなかったものですから、今回載せましたけれども、知っているけれどなかなか利用されていないという状況が浮かび上がっております。

それから4ページをご覧ください。こちらスポーツ活動についての設問です。(14)「運動不足について」ということで、運動不足を感じているという方が、「感じる」、「ある程度感じる」で、合わせて77.8%となっております。「運動やスポーツに関する考え」ということで(16)でございますけれども、「好き」、「どちらかといえば好き」というのを合わせた合計が69.4%、回答されている方の7割が運動が好きですというふうにお答えになっております。また、「運動やスポーツ活動の有無」ということで、やはり193名の方が行っているということで、約7割の方が運動をしているというような回答を得てございます。

5ページでございますけれども、(18)をご覧ください。「行っているスポーツ活動の内容」ということで聞いたところ、ウォーキング、散歩が63.2%と大変高くなっていて、続いてゴルフ、体操、水泳などにつながっています。(20)をご覧くださいますと、やはり(18)の回答に沿うような結果が出ておまして、野外フィールド、3割の方が屋外で運動をしている。それから民間事業者のスポーツクラブがやはり30%、港区スポーツセンターなど区立のスポーツ施設で運動しているという方が約25%というふうになってございます。

「スポーツ活動を行う頻度」というのを尋ねました。国では1週間に1回以上運動する方を50%以上にしようという目標を立てておりますので、頻度の確認をしたところ、1週間に1回以上は約71.1%ということで、運動をされている方が68%ですので、これを掛け合わせますと50%までいきませんが、約半数の方が約1週間に1回以上運動をされているということで、アンケートをとった中では5割に近い方が運動をしているという実態がわかりました。また(25)『スポーカル六本木』の認知度」ということで、平成19年にできましたスポーカル六本木の認知度ですが、大変低い認知度になっております。ただ、これにつきましては、51ページをご覧くださいますと、六本木のある麻布地区では9.8%、約1割の方がご存じということで、これからはどんどん周知しなければいけないということがわかります。

またお戻りいただきまして6ページでございますけれども、(26)「総合型地域スポーツ・文化クラブに期待すること」ということで、身近な場所で運動・スポーツができるというような回答が64.1%と高くなってございます。「知識・技能や経験の活用手段」ということでお聞きしましたところ、健康維持や健康増進、これはスポーツも一緒に入っておりますので、63.4%と高くなってございますが、日常の生活や地域活動で活用したいという方が約3割、仕事や就職で活用したいという方が2割、ボランティア活動で活用したいという方が1割ちょっとということで続いてございます。「学習活動やスポーツ活動について、区に望むこと」ということで、身近なスポーツ施設の整備ということで3割以上の方が望んでいるというような実態が出ました。ただ、数字的に大変少ないところでの調査ですので、これを踏まえまして、来年度22年度に本格的な調査ができればと

いうふうに思っているところでございます。

以上、ご報告をさせていただきました。

○小島委員長 それでは、このアンケート報告については、後ほど皆さん各自でお読みいただくということにしまして、これだけは生涯学習推進課長に聞いておきたいということがございましたらどうぞ。

○澤委員 今の「知識・技能や経験の活用手段」という（27）ですね、これは自分の持っている知識や技能や経験をどう活用するかと、そういう趣旨の問いかけですか。

○生涯学習推進課長 54ページをご覧くださいますと、設問が、「あなたは、学習活動やスポーツ活動を通じて身につけた知識、技能や経験を、どのように活かしたい、あるいは活かしていますか」ということでの設問。

○澤委員 なるほど。それで、自分の健康維持、健康増進が64%と、最も高くなっているということなので、その辺のかかわりがいま一つははっきりしないのですけれども。質問に戻ると、このアンケート協力員とか区政モニターの方ですね、343名の年齢構成はバランスよくお願いしているということになるのですか。

○生涯学習推進課長 7ページをご覧くださいますと、属性が表になってございます。年代は大変バランスよく。

○澤委員 なるほど。はい、わかりました。

○小島委員長 かなりバランスいいですね。

○澤委員 わかりました。言っておられたように、後でゆっくり見ます。

6 スポーツセンター及び運動場の休場について

○小島委員長 それでは続きまして、「スポーツセンター及び運動場の休場について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー6をご覧ください。スポーツセンター内施設及び運動場の休止につきましてご報告を申し上げます。

まず1「スポーツセンター内プールの休止」でございます。平成22年3月1日から22年3月10日までの10日間、10月にもご報告したかと思いますが、年に2回プールの換水と清掃及び機械保守点検のため休場をするものでございます。前回も報告したときに、休場期間が長いということでご指摘をいただきまして、業者にも見直すように指導した結果、前回より2日ほど短くなっておりますが、もう少し努力ができるかということで、工期も指導していきたいというふうに思っております。

また、弓道、アーチェリー場につきましては、シャッターの改繕工事で、全6日間お休みをするものでございます。

麻布運動場、芝浦中央公園運動場につきましては、閉鎖式の配電盤の取りかえ工事というのを行いまして、施設内が停電になってしまうということで、それぞれ3日間の休場をいたします。

裏面をご覧ください。赤坂弓道場でございます。赤坂弓道場は、旧赤坂小学校のプールの上に板を渡しまして、弓道場としてございます。その上に渡しております板が老朽化してまいりましたので、それを全面的に取りかえる工事を行います。3月8日から4月の2日まで全26日間ですけれども、工事は本年度中に終わりますが、検査に年度末で大分込むということで、4月2日までの休場期間をいただいております。

以上、四つの施設で休場をさせていただきます。利用者への周知、報告につきましては、『広報みな』と『KISSポート』、それからポスター、ホームページへの掲載等を予定しております。以上です。

○小島委員長 この休止に関しては、前にも報告をいただいておりますが、特にプールについては2日間短縮されたということで、大変結構なことだと思いますが。何か質問ございますか。

○教育長 質問というか意見なのですけれども、麻布運動場とは野球場のことですか。

○生涯学習推進課長 麻布運動場——ちょっとお待ちください。

○教育長 テニスコートもあるのだけれども。

○澤委員 テニスコートもありますね。

○教育長 配電盤だから両方なのかもわかりませんが。

○生涯学習推進課長 そうですね、特に運動場がどちらというふうにはなってございません。

○教育長 だとすると、麻布は土のグラウンドなので、冬場のところを中止にしていますよね、そうですね。たしかそれが3月までだったのを1カ月ほど短縮して二月にしたのですよね。そういうとき何で工事をやらないのかというのが疑問といえば疑問で、わざわざ開始を始めてから工をしなくても、1週間前の2月の下旬でも2月の中旬でもあるいは1月でも、そういう工事をすれば、わざわざ休業時間をせっかく努力で短縮してもらったのだけれども、またそこで工事が3日間入ってしまうという、その辺はどう……。契約の問題だとかいろいろなことがあるのでしょうかけれども、なるべく利用者の立場をいろいろ考えて工事の設定というのは考えてもらいたいと思います。

○生涯学習推進課長 確におっしゃるとおりだと思います。関係機関もございますが、次回からそういうことを考慮したような工事期間の設定をしていきたいと思います。

○教育長 ぜひお願いいたします。

○小島委員長 わかりました。

7 生涯学習推進課の1月事業実績と2月事業予定について

○小島委員長 それでは続きまして、「生涯学習推進課の1月事業実績と2月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料7をご覧くださいますようお願いいたします。

何か特に報告することございますか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 では、続きまして、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料8をご覧くださいようにお願いいたします。

この件についてはどうですか。何か。

○生涯学習推進課長 特にございません。

○小島委員長 この件はこの程度で。

9 図書館・郷土資料館の1月行事实績と2月行事予定について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の1月行事实績と2月行事予定について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料9をご覧くださいようにお願いいたします。

図書・文化財課長、何か特に報告することはございますか。

○図書・文化財課長 特にありません。

○小島委員長 はい。

10 平成21年度卒業式「お祝いの言葉」について

○小島委員長 では続きまして、「平成21年度卒業式『お祝いの言葉』について」。指導室長お願いいたします。

○指導室長 それでは資料ナンバー10をご覧くださいければと思います。

幼稚園の方はお祝いの言葉は参考ということで、子どもたちの状況や様子に合わせてお話していただくということで、小学校と中学校の方を読みますので、ご意見等をいただければと思います。

小学校の方のテーマは、大きな夢を持ち、目標に向かって強い意思で自分にできることを精いっぱい取り組んでほしいということで、子どもたちに身近な人物を挙げるということと、自分のことを振り返ってというふうな流れでつくりました。それから中学校の方は、港区にゆかりのある人物ということで、ジェームズ・カーチス・ヘボン博士の話題を取り上げました。同時に、ちょうど15歳という年ですので、この15ということにこだわります、阪神・淡路大震災から15年たったということと、NHKの全国合唱コンクールの課題曲の「手紙」の中に15の君へということで、ちょうど15歳の卒業を迎えるということで話題を触れております。

それでは小学校の方から読みます。

お祝いの言葉

本日、ここに小学校の全課程を修了され、新しい世界に羽ばたこうとしている卒業生の皆さんの希望に満ちた前途をお祝いし、心からお慶び申し上げます。

今皆さんは、校長先生からいただいた卒業証書を手にし、小学校の6年間を修了した満足感と、

これからの生活に対する大きな期待で胸がいっぱいのことと思います。

保護者の皆様におかれましては、手塩にかけて育てられたお子さまの晴れ姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと思います。お子さまの御卒業、誠におめでとうございます。

ここで、新たな生活に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より、一言お祝いの言葉を贈りたいと思います。それは、「大きな夢を持ち、目標に向かって、強い意志で、自分にできることに精一杯取り組んでほしい」ということです。

1901年、第1回ノーベル平和賞を受賞したアンリ・デュナンという人を、皆さんはよく知っていると思います。教室に掲げられた彼の肖像と青少年赤十字の「ちかい」の言葉を覚えている人も多いことでしょう。今年は、「赤十字の父」とも言われるこのアンリ・デュナンが亡くなってから、ちょうど百年目に当たります。

デュナンは、31歳のとき、仕事のために訪れた北イタリアで戦争に遭遇します。20万人以上の軍隊が衝突し、4万人以上の死傷者を出した激しい戦いでした。戦場で深く傷ついて苦しむ多くの兵士の姿を見たデュナンは大きなショックを受け、すぐに地元住民の助けを借りて救援隊を組織し、救援にあたりました。「たとえ戦場にあっても敵味方の区別なく負傷者を救いたい」という彼の強い意思によるこの行動が、その後の赤十字の創設のきっかけとなりました。現在では、世界各国に組織を置き、活動も通常の災害被害者に対する支援などにまで拡大した赤十字社ですが、その基礎になっているのは、デュナンと彼の4人の友人で立ち上げた「5人委員会」と言われる小さな組織でした。このことは、強い意志と熱い心をもって、今自分にできることに精一杯取り組むことが、世界までも動かす大きな力となり得ることを教えてくれています。

卒業生の皆さんは、将来、野球やサッカーのプロ選手になりたい、あるいは、困っている人を助ける仕事に就きたい、など、いろいろな夢や希望を抱いていることでしょう。それを夢として終わらせることなく、強い意志をもって、目標を達成するために今自分にできる努力を続けてください。辛いときや悩むときもあるでしょうが、きっと実現できる日がくると信じて、これからの道を進んでいってほしいと思います。

結びになりましたが、港区立〇〇小学校卒業生の一人ひとりを温かく見守り、長い間御指導くださった校長先生を初め教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみない御協力と御理解を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんの前途に幸多いことをお祈りし、お祝いの言葉といたします。

平成22年3月25日

港区長 武井雅昭

港区教育委員会

続きますて中学校です。

お祝いの言葉

本日、ここに中学校の全課程を修了され、新しい世界に羽ばたこうとしている卒業生の皆さんの希望に満ちた前途をお祝いし、心からお慶び申し上げます。

今皆さんは、校長先生からいただいた卒業証書を手にし、中学校の3年間で修了した満足感と、これからの生活に対する大きな期待で胸がいっぱいのことと思います。

保護者の皆様におかれましては、お子さまの晴れ姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと思います。お子さまの御卒業、誠におめでとうございます。

ここで、新たな生活に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より、お祝いの言葉を贈りたいと思います。それは「確かな目標を持ち、常に挑戦し続ける人になってほしい」ということです。

港区にゆかりのある人物の1人として有名なジェームズ・カーチス・ヘボン博士は、江戸時代の末期に来日し、医療・教育の分野で活躍しました。博士は横浜に開設したヘボン塾を、自らの財産を全て使って白金の地に移し、明治学院を創立しました。ここから大村益次郎や島崎藤村など、日本の明治期を支えた数多くの人材が卒業しました。ヘボン博士の行動の原点は「他者への貢献」を信条に、強い信念を持ち、困難に挫けることなく挑戦し続けたことです。開国したばかりの日本で外国人への風当たりが強い中、時には命の危険にさらされることもありましたが、ヘボン博士の決意は揺るがず、医療活動の合間を縫いながら、たくさんの日本人の協力を得て、日本で最初の和英辞典を完成させました。

このとき、日本語をアルファベットで表記した方法が、のちに皆さんもよく知っているヘボン式ローマ字となりました。

卒業生の皆さんも4月から、自分で決めた目標に向かって進んでいきます。目標の達成のため、自分にできる努力を続け、挑戦してほしいと思います。

さて皆さんの多くが生まれてまもない1995年1月17日、「阪神・淡路大震災」が発生しました。死者6,000人、負傷者4万人以上を出し、町にも家屋にも大きな被害をもたらした大震災でした。あれから15年、寒さと悲しみに震えながら、被災地の人々は必死に生きてきました。日本はもとより世界中の人々からの温かな励ましに支えられながら、その時を一生懸命に生き続け、現在に至っています。

一昨年のNHK全国学校音楽コンクールの課題曲になった「手紙」の中に、このような歌詞があります。

「いつの時代も 悲しみを避けては通れないけれど 笑顔を見せて 今を生きていこう 今を生きていこう」。

卒業生の皆さん、これからも幾多の困難があるかもしれませんが、自分を信じ、目標に向かって努力し続け、今を大切に生きてください。

結びになりましたが、港区立〇〇中学校卒業生の1人ひとりを温かく見守り、長い間御指導くださった校長先生を初め教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみない御協力と御理解を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんの前途に幸多いことをお祈りし、お祝いの言葉といたします。

平成22年3月19日

港区長 武井雅昭

港区教育委員会

○小島委員長 ただいま、お祝いの言葉に関して、何か意見、ご質問等ございますでしょうか。

○南條委員 小学校の部分で、このアンリ・デュナンさんのこの肖像画というのは学校にあるのですかね。

○指導室長 はい、あります。

○南條委員 必ず。

○指導室長 はい。

○南條委員 そうですか。済みません。知らなかった。ごめんなさい。

○澤委員 正直言って、私自身はアンリ・デュナンさんのことを忘れていましたけれども、6年生の子どもたちは、みんなよく知っているということですかね。

○指導室長 はい。

○小島委員長 赤十字子供委員会でしたか、名前が定かではありませんが、多くの学校にありますよね。

○指導室長 はい。ジュニアレッドクロスというもので、小学校では全体で青少年の赤十字活動をやっています。ただ、例えばその教材にしても、道徳の教材にちょっとあるか確かめていませんけれども、よくある題材なのですね、この方は。それから、先ほどご質問あったように、教室には掲げられております。ただ全員がそれをきちんと知っているかどうかというのはちょっと不明です。

○小島委員長 まあそれはそうですけれども。

○教育長 正しい情報を書きます。

○南條委員 だから全員入っているから飾ってある。

○教育長 全員入っているというか、全校港区では加盟しているのです。

○南條委員 加盟しているのですか。

○教育長 全校加盟している地区は港区しか全国にありません。

○南條委員 ああ、なるほど。

○澤委員 個人的な感想ですけれども、昨日も今日もざっと見させていただいて、なかなかよくできています。これをつくるのは大変だと思います。何を題材にしてとか、その辺、影のご苦労があったのだと思いますけれども。

○教育長 全校の、加盟式というのは、赤十字社、港区の赤十字奉仕団の区民の皆さんが各学校にお出ましいただいて、こういう手づくりのネッカチーフを寄贈してくれたり、あるいはジュニアレッドクロスの旗があるのですけれども、その授与式みたいな、今年1年これでやりますよというようなそういう儀式をやってくれたりしているのですけれども、昔は全校入っていなかったのですけれども、このところ皆さん入っていただいて、この赤十字社の基本理念というのは、人間の生き方、道徳にも相通じるということで活動している。だから子どもたちは知っているというふうには思います。

○澤委員 わかりました。

○南條委員 私の場合、勉強不足でした。

○教育長 例えている方が、小中ともに外国人になっている。それがちょっとどうかという。1人ぐらいならいいのだけれどもね。そこがどうも何かちょっと引っかかるのですよ。中身がどうのこうのではなくて、日本の学校なのに両方とも外国人。

○南條委員 なるほど。

○教育長 1人が外国人で1人が日本人ぐらいだといいのだけれども、何か1人にとっておくとかね、ヘボンさんは別に来年でもいいわけですね。これは来年にとっておけば。

○澤委員 アンリ・デュナンさんは今年でないとちょっと。

○教育長 アンリ・デュナンさんは今年の方がいいかもしれないですけども、ヘボンさんは来年にとっておいた方がいい。

○指導室長 杉田玄白をとり上げてはいたのですが、なかなか日本の方というのは、思想的なことが背景としてありがちに見られるので。港区にゆかりのある人物ということでは探していた一例ではあったのですけれども、わかりやすい人の方がいいと思って。

○教育長 何かやっぱりね、どっちか日本人にしようよという話だな。そういう気が私はしますけれどもね、皆さんどうでしょうか。中身は別にね。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

中学の場合、毎年、単に中学を終えたというだけでなく、義務教育が終わったのだよ、大人に向けて一歩踏み出すのだよというのが必ずあった。これでは、何となく物足りない感じがします。

○教育長 これは「義務教育」を入れなければいけないので、3行目ですか、今皆さんが……。

○小島委員長 チャイムが鳴っているときは録音できないということで、チャイムが終わってからご発言願います。

○教育長 最初の中学校の全課程と言われているわけですよ、だからここに入れるのか、それとも次の3行目のところの「卒業証書を手にし、義務教育9年間を修了した」というふうに、どちらかにやっぱり「義務教育」は入れないといけない。

○小島委員長 入れないと落ち着かないですね。

○教育長 それから課題曲のところですけども、これは「中学校」と入れないといけないよね。「一昨年のNHK全国中学校音楽コンクールの課題曲」。これは中学校なので、そうすればぴったりくると。これは中学生が大好きな歌で、いろいろな各中学校の音楽コンクールの課題曲になったりしていますので。

○小島委員長 ヘボンさんが命の危険にさらされたことはあるのですかね。この文章の流れはいいのですけれども、事実として。何か唐突のような気がするのですが。

○南條委員 当時の……

○小島委員長 攘夷の中で。

○南條委員 何かその問題のときもあったのかもかもしれませんね。

○教育長 もう一つ言うならば、何か小学校と中学校の3年間のレベルの差を感じないのですけれどもね。

○小島委員長 そういえば同じような形のように。

○指導室長 そうですか。

○教育長 アンリ・デュナンさんのこの内容とヘボンさんのも含めて、何か、さすがに中3の、こっちはやっぱり小学校だという、そういう感じがちょっと受けない。何か同じように感じるのですけれども、いかがですか。

○小島委員長 私もそんな感じを受けました。

○教育長 逆に言うと、何か中学校の方が小学校のヘボンさんのでもいいと思ったり、そこら辺もちょっと。わかりやすさから言うと、ローマ字というのは小学校でも習うのですね。

○小島委員長 これはいつまでにつくらなくてはいけないのでしたか。製本との関係で……。この内容の確定は、次回の教育委員会でも間に合いますか。

○指導室長 できてから印刷屋に発注します。

○小島委員長 大丈夫ですか？

○指導室長 はい。

○小島委員長 それだったら、今日、いろいろな意見が出たことでもあり、更に、皆さんから意見が出るかもしれないので、次回までに直すところは直していただいて、次回決定ということですか。

○事務局 次回は入学の方をやらなくては……。

○澤委員 入学式ですね。

○小島委員長 ではどうしましょうか。

○教育長 いや、それでいいです。

○小島委員長 それでは、次回決定したいと思います。

○澤委員 次回にするのでいいのですけれども、その前に意見のある人は直接言うのですが、いつまでと決めてあげないと、指導室としても困るのでは。

○教育長 今週中には。

○澤委員 今週中ですね。

○指導室長 来週早々ぐらいまでにいただけるとありがたいです。

○小島委員長 では、ご意見等がありましたら、来週早々に電話なりファックスで指導室の方へお願いいたします。

11 指導室2月事業予定について

○小島委員長 続きまして、「指導室2月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料11をご覧くださいようをお願いいたします。

指導室長、何か特にご報告することは。

○指導室長 特にございませぬ。

○小島委員長 はいわかりました。

これで本日の案件は全て終了しましたが、他に何かございますでしょうか。

○庶務課長 本日資料はございません。口頭で報告をさせていただきます。赤坂九丁目に港区が所有して区民の方にお貸ししている貸付地がございますが、建物の老朽化あるいは道路が狭くて救急車や消防車等の入れないような状況があつて、安全安心上、大きな課題があるということで、これまで、その再整備について地域の皆さんと相談をしてまいりました。この地域を市街地再開発事業によって整備をし、安全安心、さらには居住環境の改善を図ろうという方向で皆さんのお考えが一致したということでございます。

この貸付地のすぐ隣りに、中之町幼稚園がございまして、市街地再開発の予定地と中之町幼稚園との位置関係であるとか、今の環境よりもさらにいい教育環境を確保するといった観点から、この再開発事業にあわせて、中之町幼稚園についても再整備を図ることが適当であると判断をいたしまして、この赤坂九丁目貸付地等における市街地再開発準備組合の設立に伴いまして、中之町幼稚園の敷地もこの計画地の中に組み込んだ形で今後検討を進めていくこととしたいと考えまして、次回の教育委員会で資料も含め、改めまして詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小島委員長 市街地再開発ですから、結構な話だと……。

○澤委員 教育委員会として、何かそこで意思を決定するということになるのですか。

○小島委員長 中之町幼稚園が入っているから。

○庶務課長 準備組合というのは、市街地再開発という手法で再開発をするかどうかということも含めて、より具体的な検討をするために設立されるものですので、今後、最終的に再開発の方向性が明らかになった時点で改めて教育委員会に報告をさせていただきます。

○澤委員 なるほど。いずれにしても、中之町幼稚園も含めて検討してもらうことに対して、基本的には教育委員会は文句はないよということなのかですね。我々としては、幼稚園にとって何がメリットがあるのかという、その辺を聞かせていただければありがたいと思います。

○庶務課長 その点も含めまして、次回詳細に報告させていただきます。

○澤委員 はい、わかりました。

○小島委員長 それでは、ほかに何かございますか。

○生涯学習推進課長 折々に報告をさせていただいております、田町駅東口北地区公共公益施設につきまして、基本設計がまとまってございます。次回の教育委員会で報告をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○小島委員長 はい、わかりました。

○指導室長 資料をちょっとご用意させていただきましたので配布いたします。

小中学校における土曜日の授業の実施に係る点についてでございます。既にこのことにつきましては、東京都教育委員会の方から、別添の資料の一番下に、平成20年12月2日付で、「学校週5日制の下での土曜日の活用について」という通知がございましたので、本年度港区教育委員会とし

ましても、各学校の判断で土曜日の授業が実施できるような、可能にするということで取り組んでまいりました。ただし、その際は、あくまでも学校週5日制の趣旨を踏まえて、保護者への公開ですとか、あるいは総合的な学習時間等の地域との連携の部分も含めて取り組んできたところです。

今年の1月14日付に改めて都教委の方から、小中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点ということで通知が出されました。これは昨年度、平成20年度の通知とどこが違うかといいますと、内容のところの(1)に確かな学力の定着を図る授業の公開とございます。つまり学力の定着というのは普通の授業です。普通の授業を公開という前提でやって構いませんよということと、もう一つは土曜日の回数です。土曜日の回数は、土曜日における教育課程に位置づけられた授業の実施は、各月2回を上限とすると、回数まで指定をさせていただきます。上限を指定してきました。

これを受けまして、港区教育委員会としまして、今年度やってきましたけれども、今年度やってきた際に、区民や保護者の方から、できれば曜日を指定していただけると、地域等の行事を計画するに当たってもありがたいというお声がありましたので、1枚目の通知のように、平成22年度につきましては、土曜日を原則月1回程度、第3土曜日に充てて午前授業を実施していいですよということと、平成23年度から小学校で教育課程が新しくなりますので、その場合には月2回程度として、原則第1、第3ということで、曜日を原則的には指定をしました。ただ、これにつきましても、学校行事の中で、例えば運動会ですとかそういった行事は、近隣で重なってしまいますので、それは近隣のところで調整をして、これまで同様重ならないような配慮をしていただければというふうなことで通知を出させていただきましたので、ご報告をさせていただくものでございます。以上です。

○小島委員長 ただいまの報告について、何かご質問ございますか。

○教育長 今、室長が話をしたとおり、今年度も実際もう振りかえをしないで、土曜の公開授業とか、あるいは運動会とか、運動会は振りかえをしていますね、音楽会とか、そういう午前の授業ぐらいのものについては、振りかえをしないで実施してきた学校が多くあります。年間についても10回程度やっているところも多くあります。しかし、やらなかったところがあるのですね、それは強制的にやりなさいという、そういう指示ではなかったから。でも今年からは、今年はこの通知を受けて、来年からは月1回程度は必ずやってよいというか、やりなさいというふうに変わってくるということです。平成23年になると、今度は新しい学習指導要領に基づいて、授業時数が増加しますので、今の時間割では到底無理だということがわかっていますので、平成23年度からはもう月2回やっていきますよという、そういう通知だと思ってご理解をいただきたいと思います。

○小島委員長 この件は、私なんかは常日ごろ、土曜日も授業をやったらいいのではないかと行ってきたのですが、澤委員からときどき、詰め込み主義だと反対されていますが。

○澤委員 これは当然、先生方の休暇はどこかに振りかえられるということですね。

○教育長 今のことはとても大切なことで、これは土曜日やるためには、その分の振りかえをきちんとしっかりとっていただくということは大前提になりますので、その際の工夫というものはやっぱりしていかないといけないと思いますね。まだ月1回程度ならば、それほど考えなくても何とか

とれますが、今度は月2回となると、今の夏期休業日というのは、いろいろな研修も入っていますし、いろいろな学校の授業も入っていますし、そういう意味ではそれらを整理して、確実にある期間の中で先生たちがしっかり休める、振りかえをとれるようなそういう体制もやっぱり検討していかなければならない。それは、また、指導室だけの問題ではなくて、これは教育委員会事務局全体の問題として、あと主事の勤務とか、さまざまないろいろなことがかかわってきます。あるいは生涯学習の施設開放の面で体育館の開放や校庭の開放、プールの開放など、そういったことにも影響してきますので、今年というか、22年度が一つの助走期間になるのですけれども、そこで事務局全体で取り組んで考えていかなければならないことだと、大きな問題だと思っています。

○澤委員 それは前にも、このディスカッションの中でも話が出たと思いますけれども、むしろまとめて休暇がとれるのであれば、先生方のリフレッシュや何かにも貢献する面があると。ただそれが、今教育長が言った、いろいろな行事が入っていれば、そんなこと言ったってとれないよというような学校運営の仕方ではまずい。確かに大事なことです。

○小島委員長 区費講師をもう少し多く採用するなど、いろいろな論点が出てくるのではないでしょうか。

○澤委員 そうですね。

○小島委員長 今日は、これはそういう方向だという報告ということでよろしいですか。

○指導室長 はい。

○小島委員長 それで授業公開等を目的としというのが、1「基本的な考え方」のところにあるのですが、これは平成22年度以降も公開授業的な授業にするということですか。

○指導室長 もう港区だけではないかもしれませんが、授業というのは当然公開すべきもので、現実いつ来ても構いませんよという、各小中学校、幼稚園もそうですけれども、そういうスタンスです。あえて昔みたいのように、日を設定してということではない。そういう意味です。

○小島委員長 わかりました。

よろしいですか、報告ということで。この件は非常に大事な話なので、また何かのときに指導室長の方からもう一度説明をいただければと思います。

○指導室長 では、今年度の実施状況等の報告とあわせて、またご報告させていただきたいと思えます。

○小島委員長 わかりました。それではこの程度にして、ほかに何かございますか。よろしいですか。

「閉会」

○小島委員長 それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会といたします。

次回は、2月23日火曜日午前10時からの予定ですので、よろしくお願ひします。

本日はちょっと盛りだくさんのところもあって、時間もかなりオーバーしてしまいまして、申しわけございませんでした。それでは閉会といたします。

(午前0時19分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋 祐

港区教育委員会委員 高橋 良 祐